

セゾンプリペイドカード規約(資金移動型)

本規約は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するセゾンプリペイドカード(資金移動型)(以下「本カード」といいます。)について規定したものです。本カードの申込者及び利用者は、本規約の内容を理解したうえで、本規約が適用されることを承認します。

第1条(定義)

1. 「本カード」とは、当社が発行するカードであって、あらかじめ入金を行ったうえで、当社所定の利用店で取引代金の決済又は日本国通貨による現金引き出しができる商品をいいます。
2. 「申込者」とは、本カードの発行を希望され、当社所定の発行申込手続きをされた方をいいます。
3. 「利用者」とは、当社が本カードを発行し、その利用を承諾した方をいいます。
4. 「店舗」とは、本カードを利用して、物品の購入又はサービスの提供を受けることができる店舗をいいます。
5. 「ATM機」とは、本カードが利用可能な日本国内の現金自動預払機をいいます。
6. 「利用店」とは、本カードが利用可能な店舗とATM機の総称をいいます。
7. 「カード残高」とは、本カードに入金され、未利用の状態にある金額をいいます。
8. 「払戻し」とは、本カードのカード残高に相当する金額を払い戻すことをいいます。
9. 「商品等」とは、本カードを店舗で利用した場合の購入目的である商品又は提供されるサービスの総称をいいます。
10. 「カード情報」とは、本カードの券面に表示される、カード番号、有効期限、セキュリティコード等をいいます。

第2条(発行)

1. 当社は、日本国内に在住する、当社が本カードの利用を承諾した申込者に対して、所定の手続きを経たうえで本カードを発行するものとします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。
2. 申込者は、本カードの申込にあたり、本人確認書類として当社が定めた証明書もしくは書類を当社に対して提示又は提出するものとします。
3. 利用者は、本カードを受け取った後、直ちにカード裏面に署名するものとします。

第3条(利用登録手続)

利用者は、本カードを受け取った後、当社所定の利用登録手続を行うものとします。ただし、利用者に代わり、当社が利用登録手続を行う場合は利用者が当該手続をする必要はありません。利用者は、利用登録手続が行われない場合、本カードを利用できないことがあります。

第4条(入金)

1. 利用者は、次の各号のいずれかの方法により、本カードに入金を行うものとします。
 - (1)当社所定のATM機に現金を入金する方法

- (2) 当社所定の金融機関口座への振込みによる方法
 - (3) 前各号のほか当社所定の方法
2. 本カードは、預金もしくは貯金又は定期積金等(銀行法第2条第4項に規定する定期積金等をいう。)を受け入れるものではありません。
 3. 本カードへの入金額及びカード残高に対して利息は付与されません。

第5条(本カードの利用)

1. 利用者は、本カードに入金された金額の範囲内で、当社所定の利用店において、以下の方法により本カードを利用できるものとします。
 - (1) 店舗において本カードを提示するとともに、利用者が暗証番号を店舗所定の機器に入力する方法又はレシートその他の書面にサインを行う方法による当該店舗における取引代金の決済。当社が認める店舗においては、暗証番号の入力若しくは書面へのサインを省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によることができます。
 - (2) 移動先の ATM 機において利用者が暗証番号を入力することにより行う、現金の引き出し。
2. 利用者が本カードに入金されてから、本カードを利用店又は ATM 機でご利用いただけるまで、最大で 24 時間を要する場合があります。
3. 利用者が第 1 項(1)の方法により本カードを利用した場合、取引代金及び関連する手数料は、当該利用者のカード残高からかかる金額を即時に利用できない状態にし(以下「留保」といいます。)、当社所定の時期に減算されます。ただし、本カード利用にかかる機器等の通信状況その他の事由により、即時に留保できない場合があります。
4. 利用者が第 1 項(2)の方法により本カードを利用した場合、現金引き出しの金額及び関連する手数料は、当該利用者のカード残高から直ちに控除されます。
5. 当社は、本カードのご利用内容について、利用者からご申告いただいた電子メールアドレス(以下「本件アドレス」といいます。)宛に電子メールを送信する方法その他の当社が認めた方法により利用者に通知(以下「利用内容通知」といいます。)するものとします。ただし、利用者から本件アドレスのご申告をいただいていない場合、又は本件アドレスの消滅その他の事由により本件アドレスに利用内容通知を送信できない場合は、本カードの利用時に利用店から発行されるレシートを利用者が受領した時点をもって利用内容通知がされたものとし、利用内容通知後 20 日間以内に利用者より当社へ特にお申出がない場合には利用者が利用内容を承認されたものとし、

第6条(利用目的)

1. 利用者は、本カードの申込時に当社にご申告いただいた利用目的(以下「利用目的」といいます。)の範囲でのみ本カードを利用することができます。
2. 利用者は、利用目的以外で本カードを利用しようとする場合、当該利用前に、必ず当社に対してその旨を通知するものとします。

第7条(カードの貸与・利用対象者)

1. 本カードの券面には、カード情報が表示されています。本カードの所有権は当社にあり、カードは当社が利用者に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上利用者が利用できるようにしたものです。
2. 本カードの利用は、カード名義人である利用者ご本人のみに限るものとし、利用者は、本カードを第三者へ貸与、預託もしくは譲渡又は質入その他の担保に供することはできません。また、カード情報を第三者に使用(入金を含みます。)させたり提供したりすること(以下、本カードの貸与、預託、譲渡又は担保供与と併せて、「本人外利用」といいます。)もできないものとし、ます。なお、カード情報の預託は、利用者が行うものであり、その責任は利用者の負担とします。
3. 利用者が前項に違反した場合、当社は当該利用者にかかる本カードの利用を認めないものとし、ます。
4. カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて利用者の故意又は過失がないと当社が認めた場合を除き、利用者は、本人外利用による責を負うものとし、ます。

第8条(手数料)

1. 利用者は、本カードの発行及び利用にあたり、当社に対して次の手数料を支払うものとし、ます。当社は、利用者に対して当社所定の方法により手数料額を通知し、ます。
 - (1)本カードの利用に関する手数料
 - (2)払戻し手数料
 - (3)前各号のほか当社が認めた手数料
2. 利用者が、前項の手数料を支払う場合、当該手数料に相当する金額は、当該利用者のカード残高から即時に留保され、当社所定の時期に減算されます。ただし、本カード利用にかかる機器等の通信状況その他の事由により、即時に留保できない場合があります。

第9条(利用可能額)

1. 当社は、本カードに、当社が定めた次の各号の利用可能額(以下総称して「利用可能額」といいます。)を設定し、ます。当社は、利用者に対して本カード発行時に当社所定の方法により利用可能額を通知し、ます。
 - (1)本カードへの入金可能額
 - (2)店舗での利用可能額
 - (3)ATM機からの引出し可能額
 - (4)前各号のほか当社が定めた利用可能額
2. 前項の定めにかかわらず、一部の利用店において、当社が設定した利用可能額と異なる制限金額が独自に設定されている場合があります。この場合、利用者は、当該制限金額の範囲内で本カードを利用するものとし、ます。

第 10 条(超過利用時の措置)

本カードの利用にかかる機器等の通信状況その他の事由により、利用者は、カード残高を超えて本カードを利用できる場合があります。この場合、利用者は、当社が利用店に超過利用分の立替払いをすること、及び当社が、利用者に対して超過利用分の支払を請求することをあらかじめ承諾するものとし、利用者は、当該請求時には、請求のあった日から 30 日以内にカード残高を超過利用額以上にするために本カードに入金すること又は当社所定の方法により当該請求額を支払うことに同意するものとします。

第 11 条(責任限度額)

- 本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の利用者に対する責任限度額は、その時々におけるカード残高相当額とします。当社の利用者に対する責任限度額は、本カードに入金されている資金と同じ通貨建てとします。

第 12 条(当社の債務)

1. 本カードの入金に対する当社の債務は、当社が利用者から金銭を受領した時点で、受領金額の範囲内で生じるものとします。
2. 当社が利用者に対して本カードの利用を承認し、当該利用金額(所定の手数料を含むものとします。)が本カードの残高から減少した時点で、併せて当社の利用者に対する債務の額も減少するものとします。

第 13 条(取引代金の返還)

本カードの利用により購入した商品等につき、利用者が何らかの理由で当該商品等の取引代金の返還を受ける権利を有していることを当社が確認した場合、当社は、当該本カードに対して商品等の取引代金に相当する金額分のカード残高の加算を行います。

第 14 条(暗証番号)

1. 申込者は、本カードの申込時に当社に届け出る暗証番号を、生年月日、電話番号その他の申込者本人に關係した番号であって推測が容易な番号に設定せず、利用者は、本カード発行後、暗証番号を記入したメモ等を本カードと一緒に保存する等、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態にしてはならないものとします。
2. 暗証番号に関する届出又は問合せについては、本カードの利用者本人が行うものとします。
3. 利用者が暗証番号を第三者に知らせ又は暗証番号が第三者に知られたことから生じた損害は、利用者の負担とします。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて利用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
4. 不正な暗証番号が複数回入力された場合、本カードの利用ができなくなる場合があります。この場合、本カードの利用を回復するために、利用者は、当社所定の連絡先に申告する必要があります。

第 15 条(安全管理)

1. 利用者は、本カード及びカード情報を善良な管理者の注意をもって管理及び利用するものとし、かつ利用者の暗証番号及びその他の本カードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。また利用者は、本カードを破壊、分解等又は本カードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。
2. 利用者が前項に反して第三者がカード利用をしたことにより生じた結果については、利用者の責任となり、当社は、一切の責任を負いません。

第 16 条(盗難・紛失・不正利用等への対応)

1. 利用者は、本カードを紛失し若しくは盗難に遭った場合、又はカード情報、暗証番号その他の本カードに関する情報が第三者に不正取得された場合、その他カード又はカード情報が第三者に取得された場合(以下「紛失・盗難等」といいます。)及び紛失・盗難等が疑われる場合は、直ちにセゾンプリペイドカードデスクまで連絡するものとします。この連絡がなく又は直ちに連絡がなかったことで利用者が生じた損害については、利用者自身の負担とし、利用者から連絡があった場合でも、紛失・盗難等により第三者に本カード又はカード情報を使用された場合は、次項の規定が適用されるものとします。
2. 利用者が、本カード又はカード情報の紛失・盗難等により第三者に本カード又はカード情報を使用された場合、その行使された利用金額(第 8 条 1 項(1)に定める手数料を含む)は、利用者の負担とします。ただし、本カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて利用者に故意又は過失がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
3. 当社が本カード又はカード情報の紛失・盗難等、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合及び当社がその他の事由により本カードによるサービスの提供が不相当であると判断した場合、当社は、利用者への事前の通知又は催告なしに、本カードの利用を停止する場合があります。
4. 当社は、利用者に対し、本カードもしくはカード情報の紛失・盗難等又は第三者による不正使用について書面による詳細な報告を求めることがあり、また利用者の個人情報又は本人確認資料の提出を求めることがあります。この場合、利用者は当該求めに協力するものとします。

第 17 条(破損等による再発行)

1. 本カードの破損、汚損、磁気不良その他の事由により本カードの利用に支障を生じる場合であって、利用者が当社に申出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、当社は、利用者に対して本カードを再発行します。この場合、利用者は、再発行後の手続完了後に旧カードを利用することはできません。
2. 同一の利用者からの複数回の申出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、再発行を認めないことがあります。

第 18 条(有効期限及び更新)

1. 本カードの有効期限は、カード券面に記載します。

2. 当社は、当社が認めた利用者に対して有効期限を更新するものとします。対象となる利用者には、有効期限到来にあたり、新しい有効期限を付した本カードをお送りします。

第 19 条(払戻し)

1. 本カードの有効期限にかかわらず、利用者は、当社所定の手続を行うことで払戻しを受けることができます。
2. 利用者は、前項の手続にあたり、当社に対して所定の払戻し手数料を支払うものとします。
3. 当社から利用者への払戻しの方法は、原則として当社所定の方法により、利用者から当社へ申告をした金融機関口座に対する振込みとします。当社は、カード残高から払戻し手数料を控除した額を対象口座に振り込みます。また、利用者が当社に対し、本カードに関連して債務を負担している場合、当社は、払戻額から当該債務額を控除することができるものとします。
4. 利用者は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、原則として第 1 項及び第 2 項の手続を行うことで当該利用者が保有する本カードについて払戻しを受けることができるものとします。ただし、有効期限の到来、中途解約又は本カードの利用停止等から 5 年が経過した場合には、利用者は、当社に対して、払戻しを求めることはできないものとします。なお、利用者は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。
 - (1) 第 18 条の規定に基づき有効期限が到来し更新が行われなかった場合
 - (2) 次条の規定に基づき中途解約をする場合
 - (3) 第 21 条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合

第 20 条(中途解約)

- 本カードの有効期限にかかわらず、利用者は、セゾンプリペイドカードデスクに連絡する方法、又は「払戻し申請書」に退会希望の旨記入のうえ、当社まで送付する方法により、本カードの中途解約をすることができます。

第 21 条(利用停止及び資格喪失)

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合、利用者に対して事前の通知もしくは催告なしに、本カードの利用停止もしくは取扱停止又は利用資格を喪失する措置(以下「本カードの利用停止等」といいます。)をとることができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 当社に虚偽の情報を登録、届出もしくは申告した場合、又は重要な情報について誤って登録もしくは申告した場合
 - (3) 過去に本カードの利用停止もしくは取扱停止の措置を受けていること、又はその他不正行為を行っていたことが判明した場合
 - (4) 本カードの利用が 5 年間無い場合
 - (5) 当社又は当社の役職員に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な

言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があった場合（第三者にこのような行為を行わせた場合も含みます。）

(6)利用状況等に照らして、利用者として不相当であると当社が判断した場合

(7)本カードの複製、偽造、変造、印刷もしくは改ざん（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含む。以下総称して「不正改ざん等」といいます。）を行っていること、又は本カードが不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにもかかわらず、本カードを利用していることが判明した場合

(8)本カードに記載されている情報を第三者に開示もしくは公開、又はインターネット上にアップロードしていることが判明した場合

(9)他の利用者になりすますこと、詐欺等の犯罪行為を行っていることが判明した場合

(10)「反社会的勢力排除に関する同意条項」の暴力団員等もしくは当該条項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、当該条項に定める報告を求めたにもかかわらず、利用者から合理的な期間内に報告書が提出されない場合

(11)マネーロンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると当社が判断した場合

(12)前各号までの定めのほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をしていることが判明した場合

2. 前項に該当し、本カードの利用停止等により利用者が生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第 22 条(カード利用制限等)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対して事前に通知することなく、本カードの利用を一時的に制限する場合があります。

(1)本カードの利用にかかる機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由により本カードの利用を一時的に中断することが必要な場合

(2)本カードのサービス変更又は機能拡張を行う場合

(3)前各号のほか当社がカードの利用を停止又は中断する必要があると認める場合

第 23 条(免責)

1. 法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、本カードに関連して利用者が被った損害について、当該損害が当社の故意又は重過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. ATM 機の異常による引き出し不備又は店舗での本カード利用の際に用いる各種端末の異常による決済不備に起因する問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本カードの決済により利用店で購入した商品等に生じた問題について、利用者は、当該利用店との間で問題の解決をはかるものとし、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 24 条(権利譲渡)

- 当社は、本規約に基づく当社の権利及び義務の一部又は全部を第三者(法人を含む。)に対し、譲渡することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者に対し、本規約に定められた利用者に対する義務を継続して負担させるものとします。

第 25 条(届出事項の変更)

1. 利用者が当社に届け出た事項(犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(取引目的等)を含む。)に変更があった場合、利用者は、すみやかに当社に対し変更の手続を行うものとします。利用者がこの手続を行わなかったために、送付物(電子メール・その他の電磁的方法による案内・連絡を含む。以下同じ。)が利用者に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。
2. 利用者が届け出た宛先に当社が送付物を送付したにもかかわらず、天変地異、郵便事業者もしくは電気通信事業者の提供する役務の不具合、その他不可抗力等により、送付物が利用者に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。

第 26 条(本規約の変更)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(<https://www.saisoncard.co.jp/>)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で利用者に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。
 - (1) 変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本規約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ(<https://www.saisoncard.co.jp/>)において告知する方法又は利用者に通知する方法その他当社所定の方法により利用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、利用者は、当該周知の後に会員が本規約にかかる取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第 27 条(準拠法)

- 本規約の準拠法は日本法とします。

第 28 条(裁判管轄)

- 本規約に基づく取引に関して、申込者又は利用者と当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、利用者の住所地及び当社の本店、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条(その他承諾事項)

1. 利用者には、その他以下の事項をあらかじめご承諾いただきます。

当社が、利用者について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当社が当該追加確認をするか否かにかかわらず、利用者に対する通知を行うことなく、利用者による本カードへの一回あたりの入金額及び本カードの一回あたりの利用額の両方につき、当社所定の金額の範囲内に限定する処置、又は、カード利用の停止処置のいずれかをとる場合があります。
2. 第 21 条第 2 項は、当社が前項に基づく処置をとった場合にも適用されるものとします。

- **<問合せ>**

本規約の内容及び本カードに関するご質問、当社のサービス水準についての苦情等のお問合せ先は以下のとおりとします。

- **セゾンプリペイドカードデスク**

住所: 大阪府大阪市中央区南船場 1-12-11 関西ユビキタス

電話: 東京 03-5996-1017 大阪 06-6261-3781

※海外からのお問合せ先は、ご利用のご案内をご確認ください。

- **<苦情等対応>**

当社は、資金決済に関する法律第 51 条の 2 に基づき、本カード又は当社の資金移動業務に関して第三者の仲裁による解決を希望される方に、以下の機関を紹介しております。

- **〔苦情対応〕**

一般社団法人日本資金決済業協会(専用のウェブサイト <https://www.s-kessai.jp>)

電話: 03-3556-6261

- **〔紛争解決〕**

東京弁護士会紛争解決センター 電話: 03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター 電話: 03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター 電話: 03-3581-2249